

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税7) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税6)
		上記以外の対象税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分の別		[新規・ 拡充 ・ 延長][単独 ・主管・共管]
4	内容		<p>(現行制度の概要)</p> <p>(1) 国税(ア～ウは選択制)</p> <p>ア 所得控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入(法人設立後10年間) <p>イ 投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・1,000万円を超える建物及びその附属設備 8%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15% ・法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却(法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000万円を超える建物及びその附属設備 25%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50% ・取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジェル税制(所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者(=指定会社)へ投資を行った個人に対する租税特別措置 (ア) 指定会社へ投資した年(aとbは選択制) <ul style="list-style-type: none"> a. 「投資額-2,000円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算(繰越3年) <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)

		<p>(要望の内容)</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく経済金融特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>(1) 投資税額控除、特別償却に係る対象資産の取得下限額の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの生産等設備 1,000万円 500万円 ・機械・装置、器具・備品 100万円 50万円 <p>(2) 対象資産に、ソフトウェアを追加</p> <p>(関係条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第26条 ・租税特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・租税特別措置法施行令 <ul style="list-style-type: none"> 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・租税特別措置法施行規則 <ul style="list-style-type: none"> 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、第20条の16、第21条の17の2、第22条の26、第22条の37、第22条の60の2 ・地方税法 第6条
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和3年8月 分析対象期間：平成27年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 令和3年度 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和4～5年度)

9	必要性等	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2021 について（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。</p> <p>新たな沖縄振興策の検討の基本方向（内閣府案）(令和 3 年 8 月)</p> <p>1 新たな沖縄振興策の必要性</p> <p>現行の沖縄振興特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、県・市町村など地元の取組を支援する一括交付金や高率補助、特区・地域制度など様々な特別措置が設けられ、これらとあわせ国として必要に応じ個別の補助事業等を実施することにより沖縄振興策は推進されてきた。</p> <p>これらの振興策により、現行の振興計画期間中、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られた。</p> <p>しかしながら、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある。（後略）</p> <p>2 新たな沖縄振興の法的枠組み</p> <p>法的措置の枠組みとしては、以下の諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定を整備することとする。</p> <p>5 産業の振興</p> <p>産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。</p> <p>このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。</p> <p>また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産</p>
---	------	------------	--

			<p>性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。</p> <p>このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。</p> <p>(1) 競争力強化・生産性向上のための横断的な取組</p> <p>デジタル化</p> <p>企業におけるデジタル化やAIの導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になる。(後略)</p> <p>(略)</p> <p>産業人材の育成・中小企業支援</p> <p>沖縄においては、従業者数で捉えても約9割が中小企業に雇用されているなど、地域経済を支える中小企業の役割は大きく、中小企業の競争力強化や経営力向上に向けた支援が重要である。(後略)</p> <p>(4) 製造業・物流産業等の振興</p> <p>沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。</p> <p>さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。</p> <p>このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。</p> <p>また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特別地区の各制度(税制)を見直すなどの措置を講ずる。</p> <p>7 北部の振興</p> <p>北部地域においては、過疎化や人口減少が進む地域を多く抱え、また、所得面でも本島中南部とは一定程度の格差があるなど、依然として大きな課題が残っている。</p> <p>一方で、北部地域には世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を始めとする様々な強みも存在している。</p> <p>このため、県土の均衡ある発展を図る観点から、様々な好機を着実に捉えて北部地域が発展するよう、定住条件の整備及び産業の振興のために必要な支援を行う。</p> <p>沖縄振興審議会 意見具申(令和3年8月23日)</p> <p>(前略) 今後は、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化といった時代潮流を的確に捉えながら、沖縄の優位性を活かした民間主導の強くしなやかな自立型経済の発展を目指していく必要がある。そのためには、グリーン社会への移行に向けた取組やデジタルトランスフォーメーション(DX)を迅速かつ強</p>
--	--	--	--

力に推進することで、沖縄の不利性を克服するチャンスとし、持続可能な形で産業振興、社会資本整備、地域振興等の沖縄振興の取組を一層深化させていくことが重要である。(後略)

(参考)

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

第五節 経済金融活性化特別地区

(経済金融活性化特別地区の指定)

第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。

2～5 (略)

(経済金融活性化特別地区における事業の認定)

第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2～4 (略)

沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)

沖縄の振興の意義及び方向

2 沖縄振興の方向

(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。

特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。

沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(1) 観光・リゾート産業

沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的

			<p>な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連業</p> <p>金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。</p> <p>このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業</p> <p>沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。</p> <p>このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p> <p>12 その他の基本的な事項</p> <p>(3) 北部振興</p> <p>県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、</p>
--	--	--	---

		情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】9 沖縄政策</p> <p>【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進</p>
	達成目標及びその実現による寄与	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>達成目標 : 経済金融活性化産業の集積</p> <p>測定指標 : 制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数</p> <p>目標値 : 令和5年度までに22社</p> <p>達成目標 : 設備投資による付加価値額の増加</p> <p>測定指標 : 制度を活用した設備投資による付加価値の増加額</p> <p>目標値 : 令和5年度までに440万円</p> <p>達成目標 : 事業拡大・新たな事業展開等の促進</p> <p>測定指標 : 制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数</p> <p>目標値 : 令和5年度までに4件</p> <p>なお、上記の達成目標及び測定指標は、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の拡充等要望に併せて見直しを行うものであり、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたため、後掲の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融及び情報関連企業数 65社 (金融関連企業30社、情報通信関連企業35社) ・金融及び情報関連企業における雇用者数 1,694人 (金融関連企業770人、情報通信関連企業924人) ・製造品出荷額等 520億円 ・入込客数 819万人 ・農業産出額 91億円 ・漁業生産量 594トン <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>達成目標実現により経済金融活性化産業が集積し、かつ立地企業の企業活動が活発になることで、北部圏域の拠点都市である名護市のへの金融関連産業と実際経済の基盤となる産業の集積が進み経済金融が活性化し、周辺市町村を含む北部圏域の産業の振興や県土の均衡ある発展に寄与するものである。</p>

10	有効性等	適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>国税について、平成28年度から令和元年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 令和2年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成28年度から令和元年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>2. 今後の適用見込み</p> <p>令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除6件、投資税額控除10件、特別償却3件程度の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	3	2	3	2	3	投資税額控除	2	4	4	4	5	特別償却(法人)	1	1	1	1	1	法人住民税	6	7	8	7	9	事業税	6	7	8	7	9
		項目	H28	H29	H30	R1	R2																																
所得控除	3	2	3	2	3																																		
投資税額控除	2	4	4	4	5																																		
特別償却(法人)	1	1	1	1	1																																		
法人住民税	6	7	8	7	9																																		
事業税	6	7	8	7	9																																		
適用額	<p>1. 過去5年間の適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>65</td> <td>20</td> <td>44</td> <td>33</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>68</td> <td>34</td> <td>63</td> <td>102</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>11</td> <td>0.5</td> <td>247</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>国税について、平成28年度から令和元年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 令和2年度の国税の適用状況については、推計値。 地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成28年度から令和元年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除84百万円、投資税額控除95百万円、特別償却66百万円程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	65	20	44	33	38	投資税額控除	68	34	63	102	12	特別償却(法人)	11	0.5	247	3	14	法人住民税	11	5	17	14	3	事業税	7	2	26	3	0.8		
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																		
所得控除	65	20	44	33	38																																		
投資税額控除	68	34	63	102	12																																		
特別償却(法人)	11	0.5	247	3	14																																		
法人住民税	11	5	17	14	3																																		
事業税	7	2	26	3	0.8																																		

	減収額	<p>1. 過去5年間の減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="600 264 1426 640"> <thead> <tr> <th>年度 項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>68</td> <td>34</td> <td>63</td> <td>102</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>3</td> <td>0.1</td> <td>58</td> <td>0.6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105</td> <td>46.1</td> <td>174</td> <td>127.6</td> <td>27.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>国税について、平成28年度から令和元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算定。 令和2年度の国税の減収状況については、推計値。 なお、試算において法人税率を平成28年度は23.9%、平成29年度～平成30年度は23.4%、令和元年度以降は23.2%とした。 地方税について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算定 令和元年度の事業税は、所得控除・特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定</p> <p>2. 今後の減収額見込み</p> <p>令和3年度から令和5年度までは、平年度で所得控除19百万円、投資税額控除95百万円、特別償却15百万円、法人住民税9万、事業税10百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。) (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)</p>	年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2	所得控除	16	5	10	8	9	投資税額控除	68	34	63	102	12	特別償却	3	0.1	58	0.6	3	法人住民税	11	5	17	14	3	事業税	7	2	26	3	0.8	合計	105	46.1	174	127.6	27.8
年度 項目	H28	H29	H30	R1	R2																																							
所得控除	16	5	10	8	9																																							
投資税額控除	68	34	63	102	12																																							
特別償却	3	0.1	58	0.6	3																																							
法人住民税	11	5	17	14	3																																							
事業税	7	2	26	3	0.8																																							
合計	105	46.1	174	127.6	27.8																																							
	効果	<p>(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況)</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>平成25年度から令和2年度までの8年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から48社へ、当該企業の雇用者数も1,042人から1,173人へ増加している。 なお、令和元年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約103百万円(名護市の法人市民税額全体の約18.2%に相当)で、令和元年度の地方税減収額を大きく回り、名護市の重要な税収源となっている。 また、製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成30年度には約451億円へと約83億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。 今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積によるさらなる経済金融の活性化を図る必要がある。</p>																																										

2. 所期の目標の達成状況

【達成目標】

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標(R3)
企業数(社) 名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	15	30
	情報	20	24	22	27	31	32	33	35
従業員数(人) 名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	531	770
	情報	556	618	594	590	604	676	642	924
製造品出荷額等(億円) 工業統計調査(沖縄県企画部)		366.4	414.8	412.8	432	451	-	-	520
名護市への入込客数(千人) 名護市観光統計資料(名護市)		5731	5,682	5,633	6,554	6,661	6,462	3,093	8,190
名護市の農業産出額(億円) 市町村別農業産出額(農林水産省)		68	73	73	72	71	62	-	91
名護市の漁業生産量(トン) 農林水産統計年報(沖縄総合事務局)		420	336	330	297	280	-	-	594

(達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果)

令和2年度における本制度の活用企業数は9社、活用企業による雇用者数も301人と着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。

また、名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答(n=71)しており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。

【測定指標】令和5年度までに

進出後に本税制を活用した企業数 14社

本税制を活用した企業による雇用者数の増加 435人

実績・見込み：

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
活用企業数 (指標)	8	10	15	18	20	22	11	14
活用企業数 (実績)	6	7	8	7	9	-	-	-
活用企業数 (見込み)	-	-	-	9	7	9	11	14
雇用者数(指標)	136	170	255	306	340	374	-	-
雇用者数(実績)	213	157	283	276	301	-	-	-
雇用者数(見込み)	-	-	-	280	218	280	342	435

測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

平成28年度から令和元年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。令和2年度は沖縄県調査。

令和3年度から令和5年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

雇用者数（実績）は沖縄県調査。

なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標等を「《租税特別措置等により達成しようとする目標》」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。

【令和4年度以降の達成見込み】

	R4	R5
新規立地企業数	9	13
制度活用した設備投資による付加価値額の増加額（万円）	147	297
制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新規事業開拓件数（件）	1	3

2. 制度が延長できない場合の影響

沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて1人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び名護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。

これら取り組みによって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくる懸念される。

名護市が特区内企業243社を対象に令和3年3月にアンケートを聴取したところ、「名護市への移転・進出の意思決定に税制優遇措置が影響したか。」という質問に対し、50%の企業が影響したと回答している。(n=71)

この他、令和2年度沖縄県企業誘致セミナー（オンラインにて2回開催）における参加者アンケートにおいても、沖縄の投資環境として関心のある項目で「特区・地区制度による税制の優遇措置」や、立地を検討する上での希望する支援として「税制上の優遇措置」がともに第1位となっており、本制度が企業にとって一定のインセンティブとなっているといえる。

3. 適用実績が僅少な理由

本制度は対象地域である名護市のみ適用される特別措置であり、対象事業者数が少ないこと、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。

		<p>一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図っていきたい。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み</p> <p>平成 29 年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、税理士を配置した相談対応や事業説明会等の実施による制度活用企業の利便性向上を図っているところである。</p> <p>令和2年度からは、新たに作成した各種チラシや広告に QR コードを掲載し、利用者の利便性の向上を図るとともに、どの QR コードからアクセスしたかを追加することでホームページへの流入経路のアクセス解析を行っている。平成 30 年度から実施している名護市での出張相談窓口も引き続き実施し、北部地域の企業に対する周知等を行っている。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年度の相談件数は 361 件(うち経金特区 20 件)と令和元年度に比べ減少したが、初めてのオンラインセミナーを開催するなど企業や支援団体等への周知に努めている。</p> <p>また、名護市においては進出後の企業に対し、必要に応じて、今後の制度の活用見込みについて企業アンケートやヒアリングを行い、制度の活用を促進している。新たな取組として令和4年度以降は、経済金融活性化対象産業に対し、幅広く制度を周知するため、説明会やセミナーを開催する等、周知広報を強化する予定である。</p>																
	<p>税収減を是認する理由</p>	<p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融拠点の形成推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで 301 名の雇用が生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を令和2年度で約 19 億円、今後3年間(R3~R5)で 68 億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。</p> <p>・税活用企業による雇用者数：<u>301</u>人 ・沖縄県の労働生産性：<u>6,370,973</u>円 県内総生産の押し上げ効果：約 <u>19</u>億円 労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産:4,505,641百万円/県内就業者数:707,214人)(「平成30年度県民経済計算」(沖縄県企画部)より試算)</p> <p>・今後3年間の経済効果</p> <table border="0"> <tr> <td>R3</td> <td>:</td> <td>280人 × <u>6,370,973</u>円 =</td> <td>18億円</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>:</td> <td><u>342</u>人 × <u>6,370,973</u>円 =</td> <td>22億円</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>:</td> <td><u>435</u>人 × <u>6,370,973</u>円 =</td> <td>28億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>68億円</td> </tr> </table> <p>これらを踏まえると、本制度は税収減(R3~R5で4億円見込み)を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>	R3	:	280人 × <u>6,370,973</u> 円 =	18億円	R4	:	<u>342</u> 人 × <u>6,370,973</u> 円 =	22億円	R5	:	<u>435</u> 人 × <u>6,370,973</u> 円 =	28億円	計			68億円
R3	:	280人 × <u>6,370,973</u> 円 =	18億円															
R4	:	<u>342</u> 人 × <u>6,370,973</u> 円 =	22億円															
R5	:	<u>435</u> 人 × <u>6,370,973</u> 円 =	28億円															
計			68億円															

11	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。</p> <p>また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(R2 内閣 02)

令和3年8月
(百万円)

実績値

実績値	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
H26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94
H28年度	5	3	65	15	2	68	1	11	3	86
H29年度	5	2	20	4.6	4	34	1	1	0.2	39
H30年度	3	3	44	10.2	4	63	1	247	57	131
R元年度	5	2	33	7.7	4	102	1	3	0.7	110
合計	24	11	169	39.5	17	359	4	262	61.2	459.7
平均	4	2	28	7	3	60	1	44	10	77
1件あたりの額	-	-	14	4	-	20	-	44	10	11
									適用額計	790.0

各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。
法人税率については、平成26～29年度は23.4%、平成30年度以降は23.2%として試算。

推計値(下線は推計)

(1)取得下限額を引き下げた場合【拡充】

仮定 特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業・娯楽業) 出所:名護市調べ
過去7年間の伸び率から、年3.9%増加すると試算する。

	企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	218	-	
平成26年度	236	8.3%	
平成27年度	247	4.7%	
平成28年度	268	8.5%	
平成29年度	265	-1.1%	
平成30年度	289	9.1%	
令和元年度	271	-6.2%	3.9%

	増加企業数	
令和2年度	282	11
令和3年度	293	11
令和4年度	304	11
令和5年度	316	12

仮定 認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業・娯楽業)
過去8年間の伸び率から、年25.3%増加すると試算する。

	企業数 (累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-	
平成26年度	2	-	
平成27年度	4	100.0%	
平成28年度	5	25.0%	
平成29年度	5	0.0%	
平成30年度	3	-40.0%	
令和元年度	5	66.7%	
令和2年度	5	0.0%	25.3%

	増加企業数	
令和3年度	6	1
令和4年度	8	2
令和5年度	10	2

仮定 認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 所得控除1件あたりの適用額は14百万円とする。

仮定 立地企業が投資税額控除を適用する割合は、取得下限額の引き下げにより3.19%に増加すると仮定。
(H26～R1平均適用割合:1.14% [適用平均3社/立地企業数H26-R1平均263社])

仮定 投資額控除1件あたりの適用額は10百万円とする。

仮定 立地企業が特別償却を適用する割合は、取得下限額の引き下げにより1.06%に増加すると仮定。
(H26～R3平均適用割合:0.38% [適用平均1件/立地企業数H26-R1平均263件])

仮定 特別償却1件あたりの適用額は22百万円とする。

～ の仮定に基づき試算

(百万円)

	企業数	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
			件数	適用額 (14百万/件)	減収額	件数	適用額 (減収額) 10百万/件))	件数	適用額 (22百万/件))	減収額	
令和2年度	282	5	3	42	9.7	9	90.0	3	66.0	15.3	115.06
令和3年度	293	6	5	70	16.2	9	90.0	3	66.0	15.3	121.55
令和4年度	304	8	7	98	22.7	10	100.0	3	66.0	15.3	138.05
令和5年度	316	10	9	126	29.2	10	100.0	3	66.0	15.3	144.54
R2～R5合計	-	-	24	336	78	38	380	12	264	61	519
平年度	-	-	6	84	19	10	95	3	66	15	130
										適用額計	980.00

法人税率については23.2%として試算。

(2)単純延長の場合

仮定 特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業・娯楽業) 出所:名護市調べ
過去7年間の伸び率から、年3.9%増加すると試算する。

	企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	218	-	
平成26年度	236	8.3%	
平成27年度	247	4.7%	
平成28年度	268	8.5%	
平成29年度	265	-1.1%	
平成30年度	289	9.1%	
令和元年度	271	-6.2%	3.9%

増加企業数		
令和2年度	282	11
令和3年度	293	11
令和4年度	304	11
令和5年度	316	12

仮定 認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業・宿泊業・娯楽業)
過去8年間の伸び率から、年25.3%増加すると試算する。

	企業数 (累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-	
平成26年度	2	-	
平成27年度	4	100.0%	
平成28年度	5	25.0%	
平成29年度	5	0.0%	
平成30年度	3	-40.0%	
令和元年度	5	66.7%	
令和2年度	5	0.0%	25.3%

増加企業数		
令和3年度	6	1
令和4年度	8	2
令和5年度	10	2

仮定 認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 所得控除1件当たりの適用額は14百万円とする。

仮定 立地企業が投資税額控除を適用する割合は1.14%とする。
投資税額控除 適用平均3社/立地企業数H26-R1平均263社

仮定 投資税額控除1件あたりの適用額は20百万円とする。

仮定 立地企業が特別償却を適用する割合は0.38%とする。
特別償却 適用平均1件/立地企業数H26-R1平均263件

仮定 特別償却1件あたりの適用額は44百万円とする。

～ の仮定に基づき試算

(百万円)

	企業数	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却		減収額計	
			件数	適用額 (14百万/件)	減収額	件数	適用額 (減収額) (20百万/件)	件数	適用額 (44百万/件)		
令和2年度	282	5	3	42	9.7	3	60.0	1	44.0	10.2	79.95
令和3年度	293	6	5	70	16.2	3	60.0	1	44.0	10.2	86.45
令和4年度	304	8	7	98	22.7	3	60.0	1	44.0	10.2	92.94
令和5年度	316	10	9	126	29.2	4	80.0	1	44.0	10.2	119.44
R2～R5合計	-	-	24	336	78	13	260	4	176	41	379
平年度	-	-	6	84	19	3	65	1	44	10	95
									適用額計		772.00

法人税率については23.2%として試算。